

## 所得税と住民税の人的控除額及び差額一覧(令和3年度以降)

区分		所得税	市・県民税	控除の差	
配偶者控除	一般	納税者本人の合計所得金額 900万円以下	38万円	33万円	5万円
		納税者本人の合計所得金額 900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円
		納税者本人の合計所得金額 950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	老人 (70歳以上)	納税者本人の合計所得金額 900万円以下	48万円	38万円	10万円
		納税者本人の合計所得金額 900万円超950万円以下	32万円	26万円	6万円
		納税者本人の合計所得金額 950万円超1,000万円以下	16万円	13万円	3万円
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	納税者本人の合計所得金額 900万円以下	38万円	33万円	5万円
		納税者本人の合計所得金額 900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円
		納税者本人の合計所得金額 950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満	納税者本人の合計所得金額 900万円以下	38万円	33万円	3万円 (※1)
		納税者本人の合計所得金額 900万円超950万円以下	26万円	22万円	2万円 (※2)
		納税者本人の合計所得金額 950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	1万円 (※3)
	配偶者の合計所得金額 55万円以上133万円以下	納税者本人の合計所得金額 900万円以下	3万円～ 38万円	3万円～ 33万円	0円 (※4)
		納税者本人の合計所得金額 900万円超950万円以下	2万円～ 26万円	2万円～ 22万円	
		納税者本人の合計所得金額 950万円超1,000万円以下	1万円～ 13万円	1万円～ 11万円	
<p>(※1) 改正前の配偶者特別控除の控除差(所得税36万円、住民税33万円)                      (※2) 改正前の配偶者特別控除×2/3の控除差(所得税24万円、住民税22万円)                      (※3) 改正前の配偶者特別控除×1/3の控除差(所得税12万円、住民税11万円)                      (※4) 平成29年度税制改正による配偶者控除の見直しに伴い、新たに控除の適用を受ける者は、控除差を基因とする新たな負担増が生じることはないため、調整控除の対象とはしないこととされました。</p>					

区分		所得税	市・県民税	控除の差	
扶養控除	一般	16歳未満(※)	0円	0円	0円
		16歳以上19歳未満	38万円	33万円	5万円
		23歳以上70歳未満	38万円	33万円	5万円
	特定	19歳以上23歳未満	63万円	45万円	18万円
	老人		48万円	38万円	10万円
	同居老親等		58万円	45万円	13万円
障害者控除	障害者		27万円	26万円	1万円
	特別障害者		40万円	30万円	10万円
	同居特別障害者		75万円	53万円	22万円
寡婦控除・ 勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	母		35万円	30万円	5万円
	父		27万円	26万円	1万円 (※5)
基礎控除	合計所得金額 ≤ 2,400万円		48万円	43万円	5万円 (※6)
	2,400万円 < 合計所得金額 ≤ 2,450万円		32万円	29万円	
	2,450万円 < 合計所得金額 ≤ 2,500万円		16万円	15万円	
	2,500万円 < 合計所得金額		0円	0円	0円
(※5)ひとり親控除(父)は、旧寡夫控除相当の人的控除差1万円をそのまま引き継ぎます。 (※6)税制改正前までの基礎控除の控除差(所得税38万円、住民税33万円)					

★ 16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象になりませんが、均等割や所得割の非課税を判定する上では、「扶養親族の数」に算入します。